

新潟県条例第40号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(占用料の減免) 第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のための占用 (3)～(7) (略)	(占用料の減免) 第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) <u>法第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）</u> 及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のための占用 (3)～(7) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。